

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1829号

扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当の支給に関する規則（規則第6-6号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1及び別紙様式第2を次のように改める。

別紙様式第1（第3条関係）

扶 養 親 族 届

一般職員給与条例第17条第1項及び市町村立学校職員給与条例第18条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

年 月 日提出

任命権者 様	勤務公署名			
	職 名		氏 名	Ⓔ

(証明書類 通添付)

届出の理由（該当する□にレ印を付すこと。）

- 1 新たに職員となった。
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある。
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある。（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。）

扶養親族 の氏名	続 柄	生 年 月 日	同 居・別 居 の 別 (別居の場合は住所)	所 得 の 年 額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金 額		

- (注) 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

扶養手当認定簿

職員氏名	
------	--

扶養親族の氏名	続柄	生年月日 (加算開始時期)	届出事実の発生 (又は届出受理) 年 月 日	支給の始期	支給の終期 (満22歳年度末)	備考
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
		(年4月～)	年 月 日	年 月分から	年 月分まで (年3月分)	
上記のとおり認定する。 年 月 日 職 氏名				取扱者		
				認 印		

- (注) 1 「生年月日(加算開始時期)」欄の()内には、加算措置の対象となる子について、加算開始の時期を記入する。
- 2 「届出事実の発生(又は届出受理) 年月日」欄には、新たに職員となった日、扶養親族たる要件を具備するに至った日(ただし、届出がその日から15日を経過した後になされた場合は、その届出を受理した日)、又は扶養親族たる要件を欠くに至った日(ただし、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失した場合には、当該欄の記入は要しない。)を記入する。
- 3 「支給の始期」欄には、手当の支給開始時期を記入する。
- 4 「支給の終期」欄には、手当の支給終了時期を記入する。
- 5 「支給の終期」欄の()内には、子・孫・弟妹が満22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 6 「備考」欄には、扶養手当の認定上、特に必要な事項を記入する。

備考

事務処理の便宜のため必要がある場合は、この様式に必要な記載事項を追加し、又は記載事項の趣旨を変更しない範囲内において表現、記載欄の位置等を変更して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別紙様式第1の扶養親族届及び別紙様式第2の扶養手当認定簿については、当分の間、従前の様式によることができる。